

## 基本計画の策定（施設計画）

施設計画については、以下の項目に考慮し検討した。施設計画に関する平面図について図 5.1 に、検討にあたっての留意点等について表 5.1 に示す。

- ・拠点施設について、環境学習センターの機能等を検討する。
- ・隣接する人工海浜と共用できる施設（駐車場やトイレ等）については、整備状況等を踏まえ検討する。
- ・計画地内は、バリアフリーに配慮して整備する。

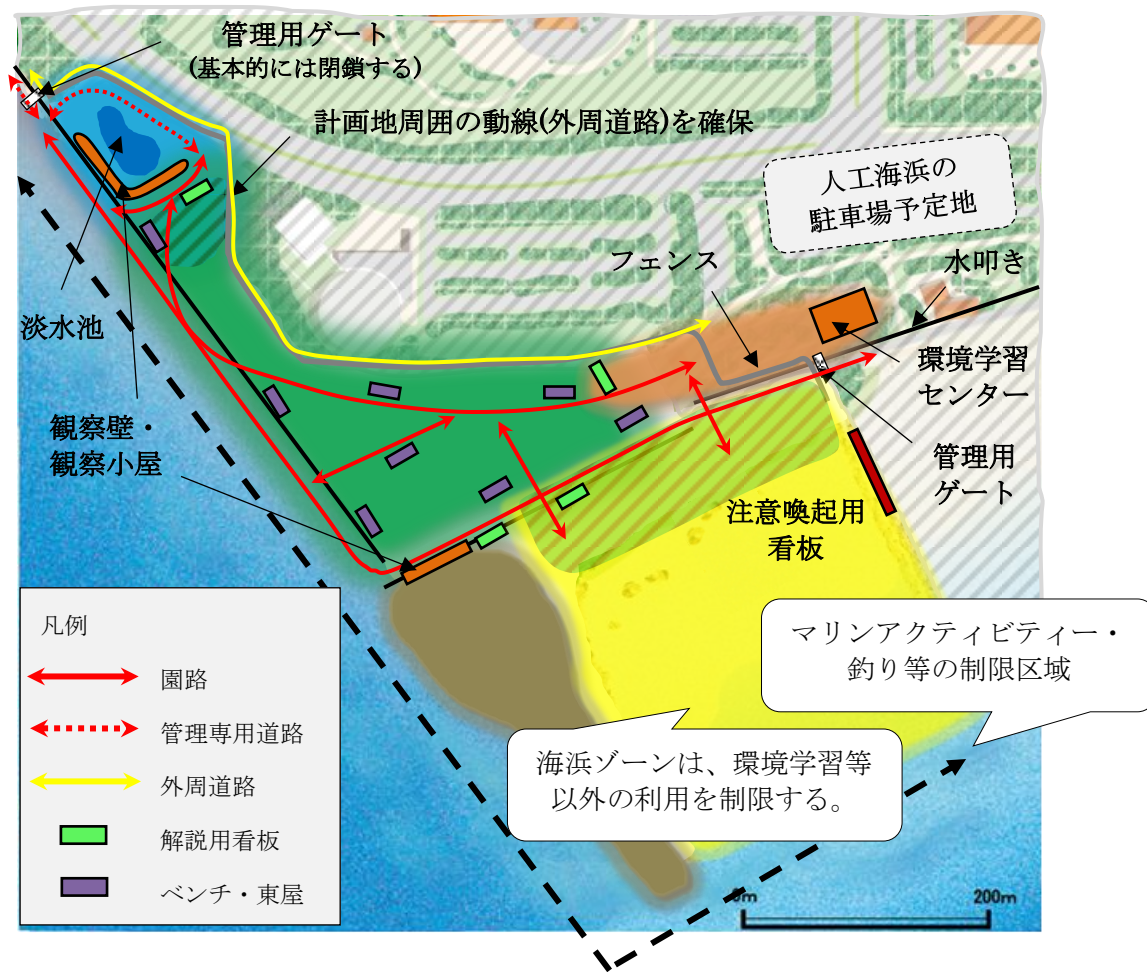


図 5.1 施設計画に関する平面図（案）

表 5.1 検討項目（施設計画）

項目	施設計画（留意点）
環境学習センター	機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・園路の起点・終点となる。</li> <li>・センター内に展示パネル等（ex. アダンから草履や帽子を作っていたこと）を設置し、学習の場として利用できるようにする。</li> <li>・センター内部または隣接するかたちで、トイレを設置する。</li> <li>・人工海浜の管理棟等と併設する可能性もある。</li> <li>・オープンスペースを設けて、環境学習等に活用できるようにする。</li> </ul>
	外観 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境・風景と調和するような配色にする。</li> </ul>
看板	解説用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の利便性を考慮し、各ゾーンの案内板等を設置する。</li> <li>・生息する生物の種類等を説明する看板を設置する。</li> </ul>
	注意喚起用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾーン内（園路以外）への立入りを制限する看板を設置する。</li> <li>・隣接する人工海浜からの侵入を防止するための看板を設置する。</li> <li>・活動（釣り、ペットの持込み等）を制限する看板を設置する。</li> <li>・災害時における避難経路等に関する看板を設置する。</li> </ul>
観察壁・観察小屋	淡水池ゾーン <ul style="list-style-type: none"> <li>・淡水池の手前に観察壁等を設置する。</li> <li>・なお、池全体が見渡せるように配慮する。</li> </ul>
	ガレ場ゾーン <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガレ場の手前に観察壁等を設置する。</li> </ul>
野ネコ、野犬の侵入予防のフェンス	・計画地内へ野ネコや野犬等が侵入しないように、全体をフェンスで囲む。
ベンチ・東屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が休憩できるように、適切に配置する。</li> <li>・暑さ対策（日陰づくり）や天候を考慮し、適切に配置する。</li> </ul>
管理用ゲート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習センター側の管理用ゲートは、時間制限を設ける。</li> <li>・淡水池側の管理用ゲートは、基本的には閉鎖し、維持管理用として利用する。</li> </ul>
園路・管理用道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理しやすいような材質にする。（コンクリート、アスファルト等）</li> <li>・幅員は、概ね 3m を基本とする。</li> </ul>
駐車場	・隣接する人工海浜の駐車場を活用することを想定する。

### 5.1 環境学習センター（拠点施設）について

- ・環境学習センターは、園路・管理用道路の起点・終点となる。
- ・センター内に展示パネル等（アダンから草履や帽子を作っていたことなど、植物と人々との関わりや方言名等）を設置し、学習の場として利用できるようにする。
- ・センター内部または隣接するかたちで、トイレを設置する。
- ・園路・管理用道路と施設の境界及び施設内は、段差を軽減するように配慮する。



図 5.2 環境学習センター（拠点施設）の外観及び設置する案内板・学習用パネルのイメージ

### 5.2 看板について

- ・各ゾーンには、ゾーンの種類、生息する生物の説明等を記載した看板を設置する（解説用）。
- ・ゾーン内への立ち入りを制限する看板、隣接する人工海浜からの侵入を制限する看板を設置する（注意喚起用）。
- ・看板等には、必要に応じて日本語以外の言語（外国語等）も記載する。

解説用の看板		注意喚起用の看板		
ゾーンを説明する看板のイメージ	生物を説明する看板のイメージ（鳥類、オカヤドカリ類、植物）		ゾーン内への立ち入り・持込みを制限する看板のイメージ	
葛西臨海公園（鳥類園）	葛西臨海公園（鳥類園）	葛西臨海公園（鳥類園）	葛西臨海公園（鳥類園）	東京港野鳥公園
				
大井ふ頭中央海浜公園（なぎさの森）	吉の浦公園	沖縄県総合運動公園	葛西臨海公園（鳥類園）	大井ふ頭中央海浜公園（なぎさの森）
				

図 5.3 看板のイメージ

### 5.3 観察壁・観察小屋について

- ・淡水池及びガレ場の手前に、観察壁等を設置する。

### 5.4 野ネコ、野犬の侵入予防フェンスについて

- ・フェンスは、野ネコが越えられないように工夫する。

### 5.5 ベンチ・東屋について

- ・ベンチ・東屋は、設置場所の特性（植物の生育状況、景観等）に配慮し、材質・構造を検討し、適切に配置する。
- ・ベンチ・東屋は、水平面を確保する。
- ・ベンチ・東屋は、園路幅員の外側に設ける。

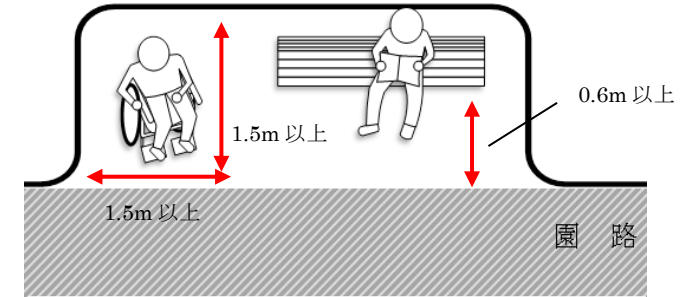


図 5.4 ベンチ・東屋のイメージ

### 5.6 管理用ゲートについて

- ・環境学習センター付近と淡水池付近に管理用ゲートを設置する。
- ・環境学習センター側の管理用ゲートは、時間制限を設ける。
- ・淡水池側の管理用ゲートは、基本的には閉鎖し、維持管理用として利用する。

観察壁・観察小屋のイメージ	侵入予防フェンスのイメージ	ベンチ・東屋のイメージ		管理用ゲートのイメージ
東京港野鳥公園	大井ふ頭中央海浜公園（なぎさの森）	大井ふ頭中央海浜公園（なぎさの森）	沖縄県総合運動公園	大井ふ頭中央海浜公園（なぎさの森）
				
大井ふ頭中央海浜公園（なぎさの森）	沖縄県総合運動公園	海洋博公園		
				
		<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     植物の生育状況等、 配慮することも検討                 </div>		

図 5.5 各施設の外觀イメージ

### 5.7 園路・管理用道路について

- 園路・管理用道路の幅は、概ね3mを基本とする  
(利用者の散策、維持管理用の車両の通行を考慮した道幅)。
- 園路・管理用道路の材質は、コンクリートまたはアスファルト等とする  
(維持管理を考慮した材質)。



図 5.6 園路・管理用道路のイメージ

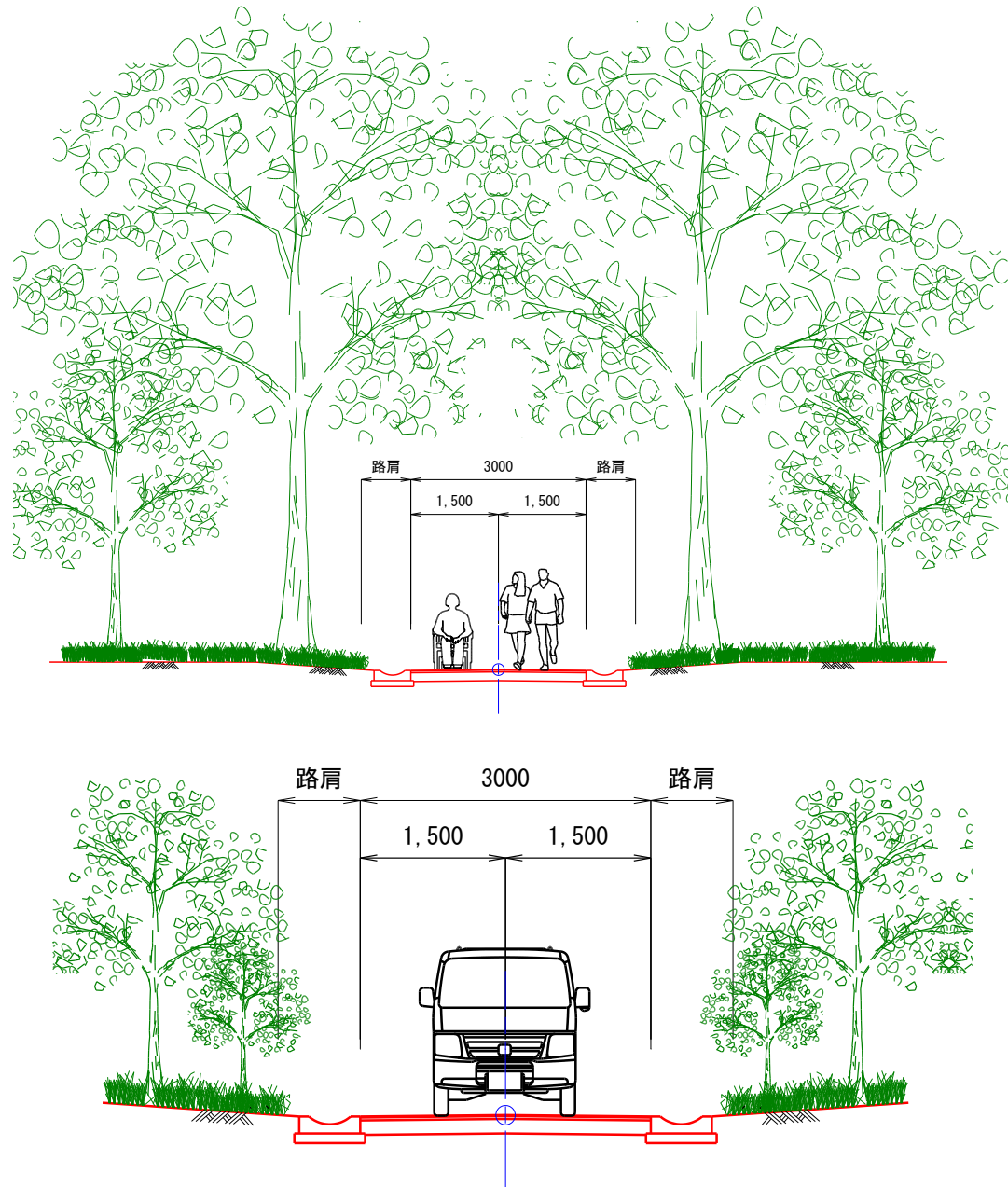


図 5.7 園路・管理用道路及び植栽のイメージ

取扱い	幅員	参 考
広場的な扱い。	15m以上	車道 ①1車線3m以上、2車線5.5m以上の幅員 ②曲線半径は30km/hで30m、一般に40km/hで最小半径は50m ③縦断勾配11%以下(小型道路 設計速度30km/h)、横断勾配はアスコンまたはコンクリート舗装1.5~2%、その他は3~5% <small>「道路構造令」を参考に作成</small>
来園者とトラック2台がすれ違いできる。	10~12m	
来園者とトラック1台がすれ違いできる。	5~6m	
管理用トラックが入る。	3m	自転車道 ①1車線1m ②曲線半径は10m以上 ③縦断勾配5%以下 <small>「自転車道等の設計基準解説(社)日本道路協会」を参考に作成</small>
2人歩き	1.5~2m	
1人歩き	0.8~1m	
車いす使用者対応	0.8m以上~1.80m以上	歩道 ①車いす使用者が通過する際に障害となる段差を設けない、やむをえない場合は傾斜路を併設する。 ②園路の縦断勾配を5%以下とする。ただし、やむをえない場合は一部を傾斜路(縦断勾配8%以下)を含むものとする。 ③横断勾配は原則1%以下とする。
並木ベルト	2m以上	
小灌木ベルト	0.9m以上	
街路並木の植込み	長さ2m 幅0.6m以上 標準1.5m	

注) 車いす使用者に対応する園路幅員は以下の通りである。

- 車いす使用者同士がすれ違える幅員は1.80m
- 車いす使用者が回転できる幅員は1.5m
- 車いす使用者と人がすれ違える幅員は1.20m
- 車いす使用者が通過し易い幅員は0.9m(最小幅員0.8m)

出典: (社)日本公園緑地協会 / 造園施工管理技術編 改訂25版 / 平成17年5月を参考に作成

(出典: (社) 日本公園緑地協会 / 都市公園技術標準解説書 (平成 22 年度版) / 平成 22 年 6 月)

図 5.8 園路幅に関する資料